

(仮称) 防府市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の骨子案

○ 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準については、国から示される予定となっておりますが、現段階（5月●日現在）で府省令は公布されておらず、「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分についても示されていません。

国の基準案としての記載内容は、国の検討資料からの抜粋のため、今後、正式に公布される府省令により示される基準に合わせて、表現等を修正する可能性があります。

国の基準案 ※国の検討資料から抜粋		区分	基準に対する本市の考え方
保育の必要性の認定に係る事由	<p>保育が必要な理由</p> <p>以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p>※ 保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。</p> <p>1 就労</p> <p>① フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</p> <p>② 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</p> <p>2 妊娠・出産</p> <p>3 保護者の疾病、障害</p> <p>4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>① 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>5 災害復旧</p> <p>6 求職活動</p> <p>① 起業準備を含む</p> <p>7 就学</p> <p>① 職業訓練校等での職業訓練含む</p> <p>8 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>10 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	基準案は示されているが、従うべき基準・参酌すべき基準の区分については、示されていない	<p>本市の実状に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p><u>ただし、本市の独自基準として、防府市犯罪被害者等支援条例を受け、事由に「犯罪被害者等」を追加する。</u></p>

区分 (保育の必要量)	保育標準時間	1日11時間までの利用 1か月当たり平均275時間(最大292時間、最低212時間)	基準案は示されているが、従うべき基準・参酌すべき基準の区分については、示されていない	国の基準どおり
	保育短時間	1日8時間までの利用 1か月当たり平均200時間(最大212時間) 就労時間に係る下限の設定 1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める		国の基準どおりとし、就労時間の下限については、1か月当たり64時間とする
優先利用	<p>優先事項の例示については、以下のとおり(実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭(母子及び寡婦福祉法による配慮) 2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等) 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合(児童虐待防止法による配慮) 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 例)・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳まで育児休業を取得し復帰する場合 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※連携施設に関する経過措置 9 その他市町村が定める事由 その他の事由として検討を要する事由 ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)の考慮 ・市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮 ・放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に当たって配慮 		基準案は示されているが、従うべき基準・参酌すべき基準の区分については、示されていない	<p>本市の実状に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p><u>ただし、本市の独自基準として、防府市犯罪被害者等支援条例を受け、優先事項として「犯罪被害者等」を追加する。</u></p>